

令和2年度 長崎市立上長崎小学校「いじめ防止基本方針」

「いじめ防止に向けての基本姿勢」

- いじめは「どの子にも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」問題であり、「人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という考えの下、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組むものとする。
- 未然防止として、児童が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを推進していくことを基本とする。
- いじめの未然防止・早期発見、いじめ問題の克服のため、教職員が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有するとともに、家庭・地域・教育委員会を始め、児童相談所、警察等との連携の下推進するものとする。
- 学校の教育活動全体を通じた総督教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により、児童の社会性や自己有用感、自己肯定感を高めるとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人権を尊重する態度を養うものとする。
- 学校評価において、具体的な取組状況や達成状況を検証・評価するとともに、教員評価にあつては、日頃からの児童の理解、未然防止や早期発見、いじめへの迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むものとする。

「めざす児童像」

- よく考え、工夫する子ども（真剣いっぱい）
- 助け合い、はげまし合う子ども（感動いっぱい）
- 明るく、たくましい子ども（笑顔いっぱい）

「PTAとの連携」

- ・ PTA総会
- ・ 評議員会
- ・ 理事会
- ・ 学年、学級理事

「いじめ対策委員会」

- ・ 校長
- ・ 教頭
- ・ 教務主任
- ・ 生活指導主任
- ・ 学年主任
- ・ 養護教諭
- ・ 学校サポーター

「関係機関との連携」

- ・ 教育委員会
- ・ 警察
- ・ 子育て支援課
- ・ 子ども・女性・障害者支援センター
- ・ 法務局
- ・ 医療機関
- ・ 主任児童委員
- ・ スクールサポーター
- ・ 学校評議員

1 いじめの防止

- (1) 全ての教職員が「いじめは、どの学校でも、どの子でも起こり得る問題である」という共通認識をもつ。
- (2) 児童に関する情報の共有化を図る。日記や生活アンケートなどからの情報収集の工夫を行う。
- (3) 児童に関する情報の引継を行う。
- (4) 家庭、地域、関係機関の引継を行う。
- (5) 保護者・地域住民との情報交換を適切に行う。

2 いじめの早期発見

- (1) 児童連絡会や同学年会で児童の様子を共有する。
- (2) 生活アンケートや個人面談を定期的実施する。
- (3) 児童や保護者の悩みを積極的に受け止めることができるように、学校サポーターの存在を保護者に知らせ相談体制を整備する。

3 いじめに対する措置

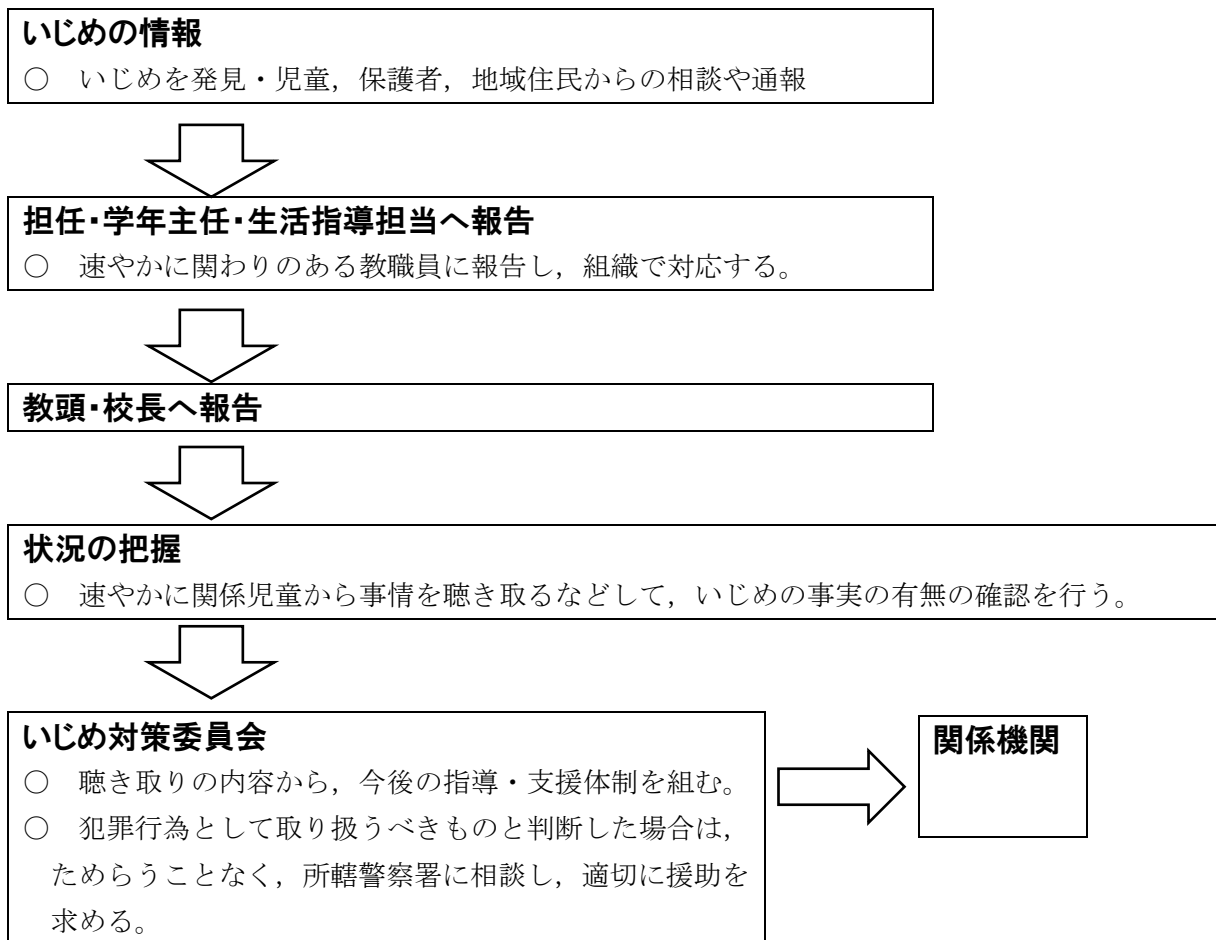
- (1) いじめを発見した時
その場でその行為をやめさせる。抱え込まずに、児童連絡会等で報告する。
- (2) 児童や保護者から相談や訴えがあった時
真摯に傾聴し、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。そして、正確な事実関係を把握し、保護者等と協力して対応する。いじめられた児童の心のケアをし、家庭訪問を行う。
- (3) いじめた児童が分かった時
事実を本人から聞き、指導を行う。いじめの状況に応じて、疎外感を与えないよう配慮して特別の指導計画（出席停止等）による指導の他、警察等の連携も含め毅然とした対応を行う。
- (4) 傍観者がいた時
いじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、あるいは誰かに相談する勇気を持つよう指導する。
- (5) ネット上へのいじめがあった時
ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直に削除する措置をとり、必要に応じては、警察と適切な連携を図る。学校における情報モラル教育を推進し、保護者への理解を求めるよう啓発等にも力を入れる。

4 重要事態発生時の取組

（自殺・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合・連続して欠席している場合・児童や保護者から重大事態に至ったと申し立てがあった場合）

- (1) 重大事態の発生と調査を速やかに行い、教育委員会に報告する。
- (2) 特にいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく所轄警察署と連携して対応する。
- (3) いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、関係機関と連携して迅速に対応する。
- (4) 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、迅速に調査を実施し、重大事態と認知した場合は、直ちに発生の報告を関係機関に行う。

5 危機管理マニュアル(いじめ発生の場合)



① 被害児童への支援

- 被害児童を守り通すとともに，その児童にとって信頼できる人（親しい友人・教員・家族・地域の人）と連携し，寄り添い支える体制を作る。

② 加害児童への指導

- いじめは，人格を傷付ける行為であることを理解させ，自らの行為の責任を自覚させるとともに，不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。

③ 保護者への支援・助言

- 即日，関係児童（加害・被害とも）の家庭訪問を行い，事実関係を伝えるとともに，今後の学校との連携方法について話し合う。

④ 傍観者への指導

- 自分の問題として捉えさせるとともに，いじめを直接止めることはできなくても，誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

6 年間計画

月	指 導 内 容	月	指 導 内 容
4	児童の情報交換 面談・庭訪問（希望者のみ） 生活アンケートの実施	10	児童の情報交換 生活アンケートの実施
5	児童の情報交換 生活アンケートの実施	11	児童の情報交換 生活アンケートの実施
6	いじめ防止基本方針の共通理解 教育週間（道徳授業公開） 児童の情報交換 生活アンケートの実施	12	人権集会 職員研修（情報交換会等） 生活アンケートの実施
7	生活アンケートの実施 保護者・児童面談	1	休業中の児童の情報交換と共通理解 児童の情報交換 生活アンケートの実施
8	平和集会 職員研修（情報交換会等）	2	児童面談（必要に応じて） 児童の情報交換 生活アンケートの実施
9	休業中の児童の情報交換と共通理解 民生委員との情報交換 児童の情報交換 生活アンケートの実施	3	次年度申し送り資料作成 新入生引継ぎ・情報収集 年間の取組の検証・評価 生活アンケートの実施

※ いじめに関する主な相談窓口

相 談 窓 口	電 話 番 号	相 談 時 間
親子ホットライン	0121-72-5311	9:00～21:00（月～金）
こころの電話	095-847-7867	9:00～16:30（月～金）
子ども・家庭110番	095-844-1117	9:00～20:00（月～金）
テレホン児童相談室	0956-23-1117	9:00～17:45（月～金）
ヤングテレホン	0120-78-6714	9:00～17:45（月～金）
こども人権110番	0120-842-4343	8:30～17:15（月～金）
長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00～22:00（月～金）
いじめ相談ホットライン	0570-078310	24時間（月～金）
長崎こども・女性・障害者支援センター	095-844-5132	9:00～17:45（月～金）
長崎市少年センター	095-825-1949	9:00～17:30（月～金）
長崎市教育研究所教育相談	0120-556-275	9:00～16:00（月～金）
子育て支援相談電話	095-825-5624 095-822-8573	8:45～17:30（月～金）
長崎市教育委員会	095-829-1195	